

指定訪問介護事業所
指定訪問型サービス事業所
(介護予防・日常生活支援総合事業)
訪問看護ステーションえがおみょう
重要事項説明書

医療法人 仁泉会

更新日 令和7年4月1日

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

【八戸市指定 介護保険事業所番号】

0270302417

当事業所は、利用者に対して訪問介護サービス及び訪問型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）を提供いたします。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

*** 当事業所の訪問介護は、原則として「要介護」「要支援」と認定された方、訪問型サービスは、「要支援」「事業対象者」と認定された方が対象となります。**

1. 事業所内容

(1) 事業者（事業所設置法人）

法人名 医療法人仁泉会
所在地 〒039-1161
青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地81
電話番号 0178-51-2590
FAX番号 0178-51-2591
代表者名 理事長 田中 由紀子
設立年月 昭和42年4月7日

(2) 事業所名称等

事業所名 訪問看護ステーションえがおみょう
所在地 〒031-0814
八戸市大字妙字分枝31番地
電話番号 0178-30-1317
FAX番号 0178-30-1314
管理者氏名 廣崎 都子
開設年月日 平成21年6月1日

(3) 事業所の目的と基本理念

*目的

この事業は、介護保険法の理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、また、入浴・排泄・食事の介助その他生活全般にわたり快適な在宅療養が継続できるよう支援することを目的とします。

*基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。
- ④利用者の生きがいを高め、自立での意欲を支援していきます。

(4) 営業日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りといたします。

1. 営業日 通年
2. 営業時間 8:30～17:30

(5) 職員配置状況

職名	資格	常勤	非常勤	計	兼務の別	業務内容
管理者兼サービス提供責任者	介護福祉士	1名	—	1名	あり	訪問介護員兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	5名	名	5名	あり	訪問介護員兼務
訪問介護員	介護福祉士	名	18名	18名	あり	
	実務者研修修了者	名	1名	1名		
事務員	—	名	1名	1名	なし	
合計		6名	20名	26名		

2. サービス内容

(1) 身体介護

- 食事介助： 利用者のペースに合わせて介助
入浴介助： ご自宅のお風呂を使用した入浴介助
排泄介助： オムツ交換等
清潔援助： 部分浴（洗髪・足浴等）及び清拭
通院介助： 病院受診等の介助

(2) 生活援助

- 買い物 : 必要な買い物の代行
- 調理 : 利用者の好みに合わせた調理
- 掃除 : 室内の整理、整頓、清掃
- 洗濯 : 衣類等の洗濯

(3) 介護相談

利用者の不安や悩み等の相談相手

3. 利用料金及び支払い方法について

(1) 利用料金については、別紙の料金表を参照して下さい。

(2) 利用料金については、精算を月末締めとし、翌月15日までに請求書を送付いたしますので、その月末までにお支払いください。お支払いの確認が済み次第、領収書を発行いたします。お支払いについては、口座自動引落しをお勧めしております。

(3) 前号(1)(2)で請求しました利用料が、3ヶ月以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、特別な事情がある場合を除き、督促状を発行した日から30日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了させていただきます。

4. 利用手続きについて

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

*居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②やむを得ない事情により事業所の都合でサービスを終了する場合、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、事前にお知らせいたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が介護保健施設に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。(介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください。)

ウ 利用者が亡くなられた場合

5. 事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合は、速やかに家族、関係市町村、居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

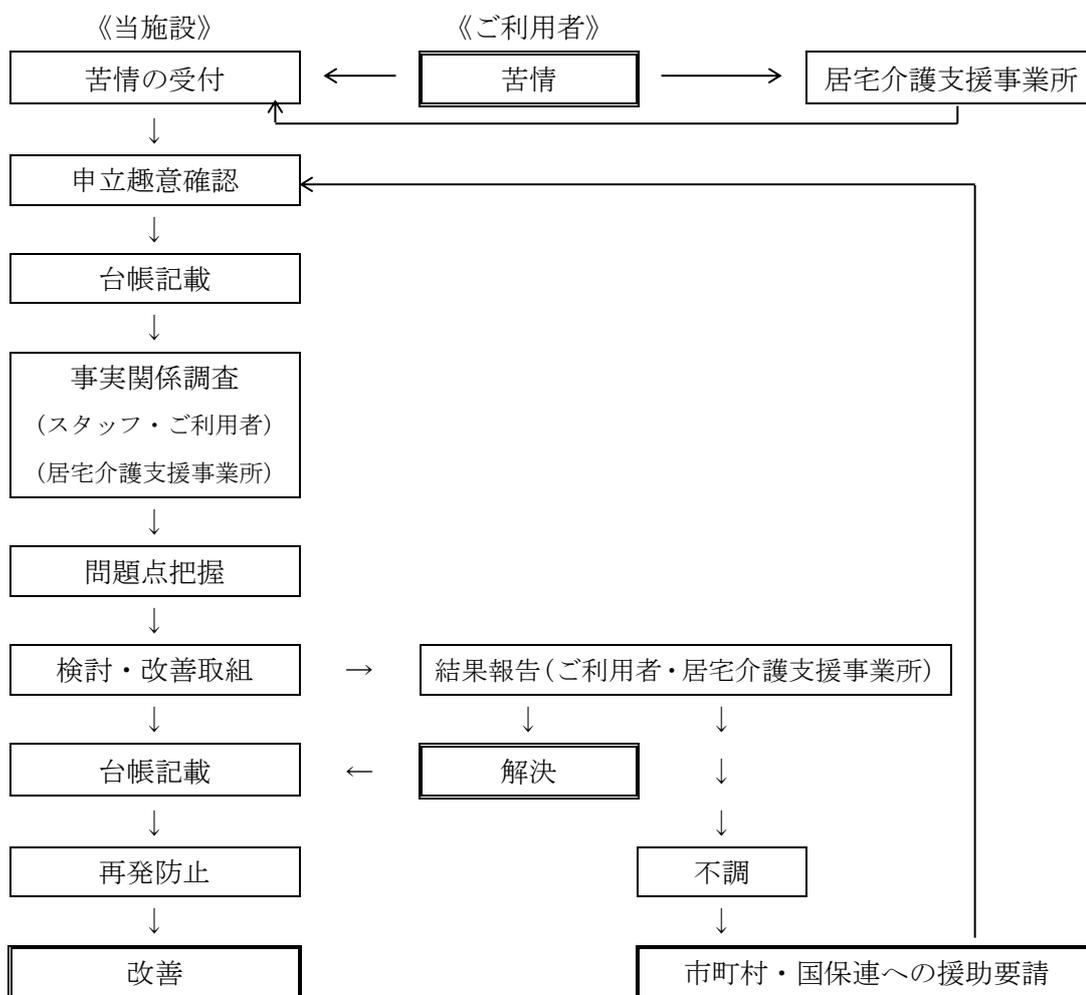
また、事業所の介護サービス提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

6. サービスの内容に関する相談・苦情

(1) 当施設の苦情相談窓口

- ①苦情受付担当者 : 廣崎 都子
- ②苦情解決責任者 : 事務責任者 久保沢 徳幸
- ③電話番号 : 0178-30-1317
- ④FAX番号 : 0178-30-1314
- ⑤受付時間 : 毎日 8:30~17:30

(2) 苦情処理体制



(3) 当施設以外の相談・苦情窓口

当施設以外に、下記の苦情相談窓口等にも苦情を伝えることができます。

医療法人仁泉会本部事務局

- ①本部苦情解決責任者 : 事務局長 後藤 敦子
- ②電 話 番 号 : 0178-51-2590
- ③F A X 番 号 : 0178-51-2591
- ④受 付 時 間 : 月～金 8:30～17:30
土 8:30～12:30

(行政機関その他苦情受付機関)

機関名	所在地	電話番号
医療法人仁泉会	〒039-1161 八戸市河原木字八太郎山 10-81	0178-51-2590 0178-51-2591 (FAX)
八戸市介護保険課	八戸市内丸1-1-1	0178-43-9292
階上町健康福祉課	三戸郡階上町大字道仏 字天当平1-87	0178-88-2115
青森県国民健康保険 団体連合会	青森市新町2-4-1 県共同ビル3F	017-723-1336

7. 守秘義務

事業所職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしません。

8. その他

- (1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。
- (2) ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者またはスタッフにお声がけください。

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 訪問看護ステーションえがおみよう

氏名

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名

利用者は、心身状況等により署名できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理署名者

利用者との関係 ()

連帯保証人

利用者との関係 ()